



国民年金からのお知らせ

●新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ

小樽年金事務所国民年金課
☎0134-23-4236
福祉課 福祉グループ
☎21-2120

●新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害基礎年金、障害厚生年金に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、治療の観点からは急を要さない障害状態確認届（診断書）の取得等のみを目的とした受診を回避するため、障害状態確認届（診断書）の提出期限が延長されています。

詳細な内容につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

問合せ

小樽年金事務所お客様相談室
☎0134-65-5003



電子マネーを悪用した架空請求詐欺にご注意ください!!

インターネットや電子メールなどで料金を請求し、コンビニエンスストア等で販売されている電子マネーを購入させ、高額な支払いを要求する架空請求詐欺が発生してします。

不審なメールや電話による高額な電子マネーでの支払請求にご注意ください。

身に覚えのない料金等を請求された場合は、警察相談電話（#9110）へご相談下さい。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



パブリックコメント手続を実施します!

町が、町民の皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報を提供いただくことを「パブリックコメント手続」といいます。

第8期「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画（案）」について

町では現在、老人福祉法に基づく老人福祉計画（余市町高齢者保健福祉計画）並びに介護保険法に基づく介護保険事業計画（余市町介護保険事業計画）を作成しています。両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に作成をしています。

この計画の作成にあたっては、被保険者の代表、介護・福祉関係機関、保健・医療関係機関等から構成する計画推進懇談会委員会からご意見をいただきながら作業を進めてきました。このたび計画案が出来ましたので、計画案に対する町民の皆さん（法人、地域団体、ボランティア団体などを含む。）からのご意見を募集します。

■意見募集期間 令和2年12月28日（月）から令和3年1月29日（金）まで

■意見提出者の要件 意見を提出できるのは次のいずれかに該当する方とします。

- ①余市町内に住所を有する方
- ②余市町内に会社、事務所等を有する方
- ③余市町内に通勤・通学している方
- ④余市町に納税されている方
- ⑤意見を募集する計画案に利害関係がある方

■意見提出方法

備え付けの「意見用紙」またはこれに準じた様式に住所及び氏名（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、

①郵送 〒046-8546 余市町朝日町26番地 余市町役場 保険課 宛

②FAX 0135-21-2144

③メールアドレス kourei.h@town.yoichi.hokkaido.jp 【件名：パブリックコメント】と記載して下さい

④持参（受付時間：平日午前8時45分～午後5時15分）

のいずれかの方法で提出していただくか、次の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

■資料（計画案等）の閲覧場所

- ①役場庁舎（1階保険課カウンター）朝日町26番地
- ②中央公民館（1階事務室前）大川町4丁目143番地
- ③図書館（1階フロア）入舟町413番地
- ④福祉センター（1階フロア）富沢町5丁目13番地

●余市町ホームページでもご覧いただけます。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119